

介護を支える 社会保険制度 介護保険制度

介護保険は全国の市区町村が運営主体となり、40歳以上の人を対象に介護サービスを提供する公的な社会保険制度です。その概要をご紹介しますので、ぜひ参考にしてください。

市区町村が運営

介護保険は全国の市区町村が運営を行いますが、国や都道府県、各医療保険者も介護保険の運営に協力することが義務づけられています。そのため、健康保険組合は加入者の介護保険料の徴収を行っています。

40歳以上の人が被保険者に

介護保険では40歳以上の人が被保険者となります。このうち65歳以上の人を「第1号被保険者」、40歳～64歳の医療保険加入者を「第2号被保険者」と区分します。なお、健康保険では被扶養者にあたる人も、介護保険では被保険者となります。



被保険者にならない人もいます

40歳～64歳の人でも、次に該当する場合は介護保険の被保険者にはなりません。保険料の徴収に影響しますので、次のどれかに該当して被保険者にならない場合、また次のどれかから外れて被保険者になる場合は、健康保険組合へ届け出てください。

- ①海外居住者（日本国内に住所がない方）
- ②在留期間3カ月以下の外国人
- ③適用除外施設に入所している方

介護保険の保険料

介護保険料の徴収方法や金額は、第1号被保険者と第2号被保険者で異なります。

○第1号被保険者（65歳以上の人）

●徴収方法

市区町村が徴収します。年金月額15,000円以上の人は年金から直接徴収され、15,000円未満の人は個別に徴収されます。

●計算方法

保険料の額は各市区町村が条例で設定する基準額に、所得に応じた段階別の保険料率を乗じた額となります。

○第2号被保険者（40歳～64歳の人）

●徴収方法

健康保険組合の加入者については、一般保険料と同様に毎月の給料および賞与から健康保険組合が徴収します。なお、健康保険組合の被扶養者にあたる人の介護保険料は、40歳～64歳の被保険者全体で負担しますので、被扶養者が直接保険料を徴収されることはありません。

●計算方法

標準報酬月額および標準賞与額に介護保険料率を乗じた額となります。